

【海岸事業】
(補助)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
相良港海岸 侵食対策事業 (H4年度～H11年度) 静岡県	5年以内	35	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 3,653百万円 → 事業完了時 3,542百万円 B/C 事後評価時 (H15換算) 2.6 (B:104億円、C:40億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・侵食の防護: 海岸保全施設の整備完了後における侵食防護の効果分析 (面的防護効果) 年間侵食速度 2.0m/y × 5年間 = 10.0m (5年間の想定侵食範囲) → 現状 ±0.0m ・海岸利用者の利便性の向上 海浜とふれあえる安全で潤いのある海岸空間が確保された。 ・憩いの場、散策路としての利用以外に、海産物 (ワカメ) の採取における利便性が向上し、地場産業の活性化に寄与している。 (事業実施による環境の変化) 当海岸は、侵食による海浜の減少、機能優先のコンクリート直立堤防であったが、堤防を改良し緩傾斜石張護岸により海浜への距離を近づけ、堤防の一部を城下町にふさわしい石垣風に築造し、植栽を施工し地元住民や観光客の憩いの場、散策路として利用されている。また、須々木地区と一体的かつ連続した景観形成に寄与している。 (社会経済情勢の変化) 海岸とふれあえる空間が整備されたことから、地域住民の散策路や憩いの場として利用され、特に夏季は多数の家族連れ姿が見られる。また春先には地元の地場産品である海産物 (ワカメ) の収穫が盛んに行われ、地場産業の活性化に寄与している。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 事業の効果が十分に発現しており、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要はない。</p>	対応なし	中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 森 利春)
宇治山田港海岸 侵食対策事業 (H4年～H11年) 三重県	5年以内	21	<p>(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 事業着手時 2,703百万円 → 事業完了時 2,145百万円 B/C 事後評価時 24.4 (B:735億円、C:30億円)</p> <p>(事業の効果の発現状況) ・侵食の防護: 海岸保全施設の整備完了後における侵食防護の効果分析 (面的防護効果) 年間侵食速度 1.8m/y × 5年間 = 9.0m (5年間の想定侵食範囲) → 概ね安定 (事業実施による環境の変化) ・現況海浜の嵩上げによる松林への影響を考慮し、対策を実施。 ・利用者の安全を確保するため、一般車両の海浜への乗り入れが出来ないようにした。 ・事業実施による水質の変化等は認められない。 (社会経済情勢の変化) ・伊勢市の人口は減少傾向にあるものの、大湊-2地区海岸背後は依然と人家が密集しており、防護の必要性は高い。 ・海浜を利用したイベントや、ボランティアによる海岸美化活動が定着してきた。 (今後の事後評価の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、事後評価の必要はない。 (改善措置の必要性) 事業の効果が十分に発現しており、改善措置の必要はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) コスト縮減の観点から、養浜の中詰め材として浚渫土を流用しているが、一部で中詰め材が流出したため汀線が後退し浜崖が発生した。今後、同じ様な工法を採用する際は、中詰め材の利用範囲を限定し、陸域で波の影響を受けない箇所とする。</p>	対応なし	中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・海岸課 (課長 森 利春)